# 西土佐地域自動運転モビリティ実証実験企画会議 規約

# (名称)

第1条 本会は、「西土佐地域自動運転モビリティ実証実験企画会議」(以下、 「企画会議」)と称する。

### (目的)

第2条 本企画会議は、自動運転技術を用いた道路と鉄道の新たな連携手法を検 討し、以って予土線の利用促進を図り、同沿線地域の観光・産業の活性化 を図ることを目的とする。

## (検討調整事項)

- 第3条 企画会議は、次の事項について検討と調整、検証を行う。
  - (1) 実験実施計画の検討
  - (2) 実験実施に係る関係機関との調整
  - (3) 実験の実施及び実験結果の検証
  - (4) 鉄道事業者による実装に向けた検討
  - (5) 高知県予土線利用促進対策協議会との調整
  - (6) その他必要な事項

# (構成)

- 第4条 企画会議の委員は、別紙の委員で構成する。
  - 2. 委員の追加・変更は、企画会議の承認を得るものとする。

## (委員の任期)

第5条 委員の任期は、企画会議での検討と調整、検証が完了するまでとする。

#### (会長)

- 第6条 企画会議の会長は、高知工科大学システム工学群 西内裕晶准教授を、副会長は四万十市第二副市長、並びに、四国旅客鉄道株式会社総合企画本部部長をもって充てる。
  - 2. 会長は、企画会議の会務を総括する。
  - 3. 会長が職務を遂行できない場合は、副会長が、その職務を代理する。
  - 4. 会長は、必要に応じて委員以外の関係者の出席を求めることができる。

### (企画会議の運営)

- 第7条 企画会議は、会長の発議に基づき開催する。
  - 2. 企画会議は、運営にあたり必要な資料等を事務局に求めることができる。

# (守秘義務)

第8条 委員は、個人情報など公開することが望ましくない情報を漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

# (企画会議の公開について)

第9条 企画会議は、実証実験のための検討・調整を行うことから、原則非公開で 開催するものとする。なお、会議の内容により公開とする場合もある。

### (事務局)

第10条 事務局は、国土交通省四国地方整備局中村河川国道事務所調査課、高知 県土木部道路課、四万十市まちづくり課、四国旅客鉄道株式会社総合企画 本部に置くものとする。

#### (その他)

- 第11条 この企画会議は鉄道事業者による実装に向けた検討の終了をもって解散 するものとし、この会議で得られた成果は鉄道事業者に引き継ぐものとす る。
  - 2. この規約に定めるもののほか、必要な事項はその都度協議して定めるものとする。また、本規約の改正等は、出席委員の過半数の賛同をもって行うことができるものとする。

#### (付 則)

1. この規約は、令和4年2月2日から施行する。